

山武郡市広域行政組合ホームページバナー広告掲載基準

平成27年3月20日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、山武郡市広域行政組合広告掲載要綱（平成27年山武郡市広域行政組合告示第4号。以下「掲載要綱」という。）第5条の規定により、山武郡市広域行政組合のホームページ（以下「組合ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 この基準で対象となる広告の種類は、組合ホームページに掲載する広告（以下「バナー広告」という。）とする。

(バナー広告の規格)

第3条 バナー広告の規格（1枠）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大 き さ 縦60ピクセル×横180ピクセル
- (2) 形 式 G I F、J P E G又はP N G
- (3) 画像容量 40キロバイト以下

(掲載料)

第4条 バナー広告掲載料は、1枠当たり月額3,000円とする。

2 前項に定める掲載料は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に相当する額を含むものとする。

(禁止表現)

第5条 次の各号に掲げる表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク（注意や警告等を表すマーク等をいう。）
- (3) ラジオボタン（複数の選択肢から一つだけを選択する場合に用いられるボタン等をいう。）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるものをいう。）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるものをいう。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入力等何らかの操作ができると誤解させるおそれのあるもの
- (7) G I Fアニメーション、F l a s h等の動的バナー

(組合ホームページとの区別)

第6条 次の各号に掲げる表現については、利用者がバナー広告を組合ホーム

ページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

(1) 組合ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの

(2) 利用者が組合の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第7条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真等を使用する場合は、文字の周りを縁取る等して、文字を読みやすくするよう、配慮しなければならない。

(解像度)

第8条 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(掲載位置、掲載方法及び掲載枠数)

第9条 バナー広告の掲載位置は、組合ホームページのトップページとする。

2 バナー広告の配置、掲載方法及び掲載枠数については、管理者が指定する。

(掲載期間)

第10条 バナー広告を掲載する期間は、毎月第1開庁日から翌月第1開庁日までの1か月を単位とし、最大12か月とする。

2 バナー広告掲載期間内に、山武郡市広域行政組合の都合により組合ホームページの公開を停止した場合は、停止日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、停止日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載内容の作成)

第11条 掲載要綱第6条の規定による広告掲載希望者は、同要綱第7条の規定によるもののほか、山武郡市広域行政組合ホームページバナー広告掲載内容（別記第1号様式）を作成し、添付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 掲載要綱第12条の規定による広告主（以下同じ。）は、管理者が定める期日までに、広告原稿（以下「原稿」という。）を電磁的記録媒体等により管理者へ提出するものとする。

2 原稿は、広告主の責任で作成するものとする。

3 原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(バナー広告内容の変更及び廃止)

第13条 広告主は、バナー広告内容を変更又は廃止しようとするときは、山武郡市広域行政組合ホームページバナー広告掲載内容（変更・廃止）届を速やかに提出しなければならない。

(補則)

第14条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 12 月 6 日から施行する。

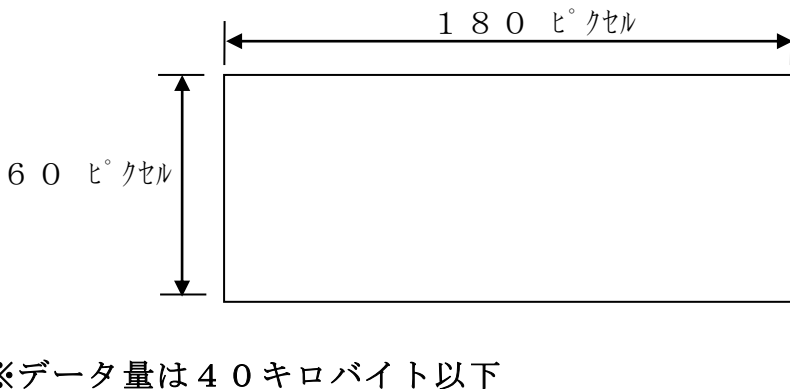
附 則

この基準は、令和 5 年 6 月 22 日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 1 1 条）

山武郡市広域行政組合ホームページバナー広告掲載内容

広 告 掲 載 希 望 者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	連 絡 先	担当者（所属・氏名）
		電話番号 ()
		E-mail
バナー広告 の 内 容	 ※データ量は40キロバイト以下	
リンク先 ホ ー ム ペ ー ジ	http:// ※ リンク先のページを印刷したもの及び広告主ホームページのリンク一覧を添付すること。	
掲 載 希 望 期 間	☐ 年 月（1 か月間） ☐ 年 月から か月	
備 考		

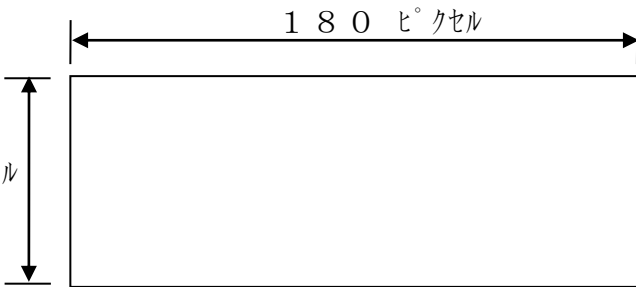
第2号様式（第13条）

山武郡市広域行政組合ホームページバナー広告掲載内容（変更・廃止）届

年 月 日

山武郡市広域行政組合 管理者 様

山武郡市広域行政組合ホームページバナー広告掲載内容の（変更・廃止）を
届け出ます。

広 告 主	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
	連 絡 先	担当者（所属・氏名）
		電話番号 ()
		E-mail
バナー広告 の 内 容	 ※データ量は40キロバイト以下	
リンク先 ホ ー ム ペ ー ジ	http:// ※ リンク先のページを印刷したもの及び広告主ホームページのリンク一覧を添付すること。	
変更希望期間 又は 廃止希望日	☐ 変更希望期間 年 月から 年 月まで ☐ 廃止希望日 年 月 日	
備 考		